

温泉分析書の訂正とお詫びについて

当社は、島根県の温泉分析機関として登録を受け、年間10数件の温泉分析を行っています。

この度、依頼者様から誤記載の指摘があり確認したところ、当社の温泉分析書に誤りがあることが判明しました。このため、過去10年(有効期限10年)の温泉分析書について精査した結果、記載に誤りのある温泉分析書(計24件)を発行していました。

幸いいずれの誤りも、温泉の効能、禁忌・適応症等に変更はなく、健康影響等もないものでありましたが、依頼者様および関係各所に多大なるご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫びいたします。

なお、現在該当する依頼者様へ説明の上、訂正した温泉分析書を再発行させていただいているところです。

記

1 誤記載について

① 判定の箇所の表記に不要な文言が記載されていた (6件)

箇所	誤	正
7. 判定	(例) 温泉法第2条別表 第1項 の〇〇の項に該当する温泉	(例) 温泉法第2条別表の〇〇の項に該当する温泉

② 泉質の名称に脱字があった (14件)

箇所	誤	正
7. 泉質	(例) ナトリウム—塩化物泉 (等張性中性低温泉)	(例) ナトリウム—塩化物 温 泉 (等張性中性低温泉)

③ 成分名の日本語表記に脱字があった (4件)

箇所	誤	正
6. 試料1kg中の成分：分量及び組成 (ロ) 陰イオン 成分	メタけい酸イオン(HSiO ₃ ⁻)	メタけい酸 水素 イオン(HSiO ₃ ⁻)

2 原因

鉱泉分析法指針(平成26年改訂)に係る「鉱泉の定義」、「泉温による塩類泉の分類」の確認不足が原因でした。

3 再発防止策

温泉分析書作成時のチェック体制を強化し、温泉分析書作成支援システムの精度向上を図ったところです。

令和3年4月22日

公益財団法人島根県環境保健公社